

畜 第 5 8 4 号
令和 6 年 10 月 2 日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

北海道乙部町で回収された死亡野鳥におけるA型インフルエンザウイルス簡易検査陽性の確認に伴う防疫対策の再徹底について（依頼）

このことについて、農林水産省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されております。

農林水産省ホームページ

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

【振興・衛生担当（工藤） TEL019-629-5729】

6 消安第 3835 号
令和 6 年 10 月 1 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道乙部町で回収された死亡野鳥における A 型インフルエンザウイルス簡易検査陽性事例の確認について

本日、環境省より、9 月 30 日に北海道乙部町で回収された死亡野鳥（ハヤブサ）について、A 型インフルエンザ簡易検査で陽性が確認された旨プレスリリースされました（別添参照）。

今後、環境省においてウイルスの更なる解析が進められるところですが、高病原性鳥インフルエンザウイルスと確認されれば、本年の渡り鳥の飛来シーズンを迎えて以降初めてとなる国内における同ウイルスの検出となります。

各都道府県におかれましては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和 6 年 9 月 12 日付け 6 消安第 3505 号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、家きん農場における飼養衛生管理の徹底、異状の早期発見及び早期通報の指導、発生時の円滑な防疫対応に必要な事前準備等に取り組んでいただいているところですが、今回の事例を踏まえ、あらゆる機会を捉えて、改めて関係者への指導及び都道府県における体制の確認をお願いします。

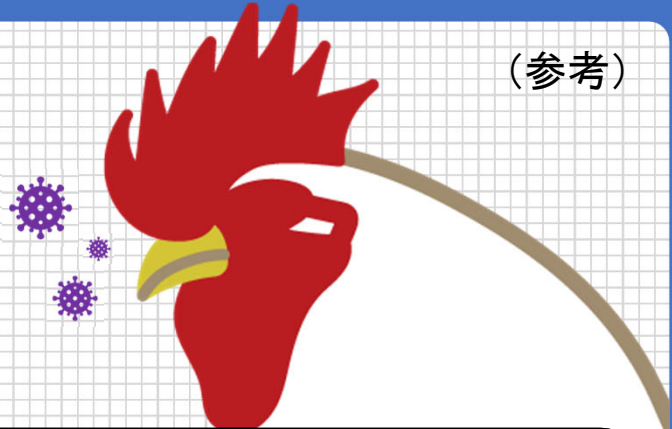
なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ウェブサイトにて随時提供しますので、関係者への注意喚起にご活用いただくようお願いします。

【参考】農林水産省ウェブサイト

- 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について（令和 6 年 9 月 12 日付け 6 消安第 3505 号農林水産省消費・安全局長通知）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r6_hpai_kokunai-8.pdf
- 鳥インフルエンザに関する情報
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

人、物、車両の入出時対策

- ・ 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・ 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・ 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・ 家きん舎ごとの専用の靴の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・ 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ ねずみ及び害虫の駆除
- ・ 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・ 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



野鳥・野生動物対策

- ・ 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・ 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・ 野鳥等への安易な餌やり等の中止

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。





環境省報道発表

令和6年10月1日(火)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (疑い事例、北海道乙部町)

<北海道同時発表>

1. 北海道乙部町で令和6年9月30日(月)に、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサの死亡野鳥1羽が回収され、同年10月1日(火)に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 本事例は、今シーズンで一例目の、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例となります。今後、本事例について、遺伝子検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認します。
3. この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8285
室 長 : 宇賀神 知則
室長補佐 : 佐藤 大樹
係 長 : 木富 正裕
担 当 : 堀内 聖矢

■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
疑い事例	9/30	北海道	乙部町	死亡野鳥	ハヤブサ	10/1	陽性	-	検査中	10/1

※ 現時点では、簡易検査でA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。今後、高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を国立研究開発法人国立環境研究所で実施予定です。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

令和6年9月から高病原性鳥インフルエンザ発生時の公表方法を変更しました。具体的には、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合のほか、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合等、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の案件等は環境省ホームページに発生状況を随時掲載することとします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html